

学校園等における通常の教育・保育活動を再開 ～新型コロナウイルス感染症対策～

感染リスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を開始していくため、6月14日まで分散登校等を行っていましたが、感染対策に十分配慮しながら、学校園において新しい生活様式（「3密」の回避、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等）を実践し、通常の教育・保育活動を再開いたしますので、次のとおりお知らせします。

<小・中学校、特別支援学校>

1 通常登校開始日

6月15日から

2 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、引き続き、次のような取組を行う。

(1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認（教職員も同様）
- ・登校、登園前に確認できなかった児童生徒等については、教室や保健室等での検温及び風邪症状の確認

(2) 感染経路を絶つこと

手洗いやマスク着用等を徹底する。また、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

3 集団感染のリスクへの対応について

日々の学校園における「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を徹底的に回避するため、次の点に留意する。

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないため、教室等のこまめな換気を実施す

る。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。その際、衣服等による温度調節にも配慮する。なお、エアコン使用時においても換気は行う。

- (2) 多くの人が手の届く距離に集まらないように配慮する。
- (3) 学校においては人の密度を下げることは限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなど指導する。
- (4) 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- (5) 隣同士の机の間隔を広くとったり、向かい合わせに座らせたりしないなど、机の配置に配慮する。
- (6) 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。
- (7) 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗いを徹底する。

4 熱中症対策について

教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられるが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導する。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮する。登下校についても同様とする。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要としない。

5 部活動について

部活動は、感染症対策を講じた上で行う。なお、部室等の使用にあっても「3密」を避けるよう留意する。

- (1) 6月21日(日)までは、平日3日、土日1日、1日2時間を上限とする。練習試合、合同練習は、第3学区内の学校とする。また、合宿は認めない。
- (2) 6月22日(月)以降は、平日4日1日2時間、土日1日3時間を上限とする。練習試合、合同練習は、県内の学校とする。また、合宿は認めない。

<就学前教育・保育施設、アフタースクール>

感染症対策を講じた上で、6月15日から通常の受け入れとする。

<学校施設等の貸出し>

感染症対策を講じた上で、6月15日から一般貸出を行う。

- (1) 団体利用の場合は、代表者が参加者全員の名簿を作成する。
- (2) 使用者が、体育館は十分に換気し、使用後は床清掃を行う。
- (3) 使用者が、退出時に使用した備品やドアノブ等を拭き消毒する。
- (4) 運動するときは、間隔をあけて、マスクを外すことを可とする。

問い合わせ先 三木市教育委員会
教育振興部 学校教育課 電話 0794-82-2000 (内線 3520)
教育振興部 教育・保育課 電話 0794-82-2000 (内線 3541)